

## 第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業計画

本計画の根拠法である「子ども・子育て支援法」第60条では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」の円滑な実施に向け、総合的に施策を推進するための指針（以下、「基本指針」という。）を定めています。

本計画では、この「基本指針」に基づき、教育・保育事業等の現在の利用状況および潜在的な利用ニーズを把握したうえで、提供区域を設定し、区域ごとの教育・保育事業および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容および実施時期についてまとめます。

### 【教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の一覧】

#### 教育・保育

- ① 1号認定（3～5歳）
- ② 2号認定（3～5歳）
- ③ 3号認定（0～2歳）

#### 地域子ども・子育て支援事業

- ① 延長保育事業
- ② 放課後児童健全育成事業
- ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ④ 地域子育て支援拠点事業  
（地域子育て支援センター運営事業）
- ⑤ 一時預かり事業
- ⑥ 病児・病後児保育事業
- ⑦ 子育て援助活動支援事業  
（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧ 利用者支援事業
- ⑨ 妊婦一般健康診査費助成事業（妊婦健康診査）
- ⑩ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑪ 養育支援訪問事業
- ⑫ 子育て世帯訪問支援事業
- ⑬ 児童育成支援拠点事業
- ⑭ 親子関係形成支援事業
- ⑮ 産後ケア事業
- ⑯ 妊婦等包括相談支援事業
- ⑰ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ⑱ 実費徴収に係る補給給付を行う事業
- ⑲ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

## 1 教育・保育提供区域

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件、施設の整備状況等を総合的に勘案した、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができる「教育・保育提供区域」を定め、区域ごとに「量の見込み【需要量】」と「確保の内容【供給量】」を設定することとしています。

以上の条件および第2期計画までの過程を考慮して、本市では教育・保育提供区域を「市全域」とします。

用語	説明
量の見込み【需要量※】	○市内における子育てに係るサービスの必要量、ニーズ量 ○市内の子育てに係るサービスの「需要量」を意味する
確保の内容【供給量※】	○市内における子育てに係るサービスの提供量 ○市内の子育てに係るサービスの「供給量」を意味する
需要量と供給量の差	○市内の子育てに係るサービスの「サービス提供量（供給量）」から「サービスの必要量・ニーズ量（需要量）」を差し引いたもの ○この差がプラスであれば、子育てに係るサービスが「充足」していることを意味する ○この差がマイナスであれば、子育てに係るサービスが「不足」していることを意味する

※需要量：子育て家庭が求める子育て支援に係るサービスの量

※供給量：教育・保育施設や事業所が提供可能な子育て支援に係るサービスの量

## 2 こどもの数の推計結果

計画期間中におけるこどもの数について、令和2年度～令和6年度の人口を基準として0～11歳のこどもの数を推計しました。

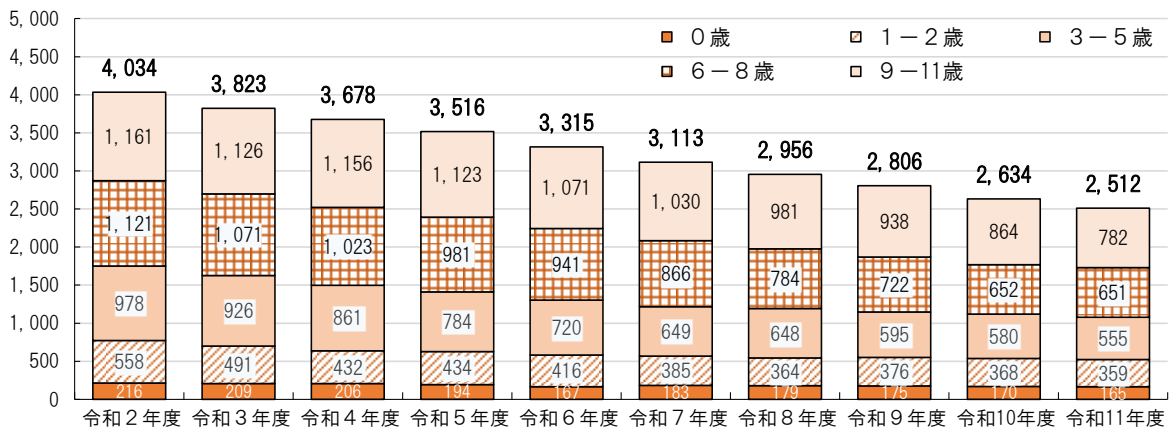
令和11年度までの各年4月1日現在における0～11歳のこどもの数の推計は以下のとおりです。こどもの数の推計は令和6年度においては3,315人ですが、計画最終年度である令和11年度においては2,512人まで減少するとの結果が出ています。

(単位：人)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	
総人口	45,350	44,560	43,696	43,284	42,758	42,121	41,479	40,824	40,161	39,498	
0歳	216	209	206	194	167	183	179	175	170	165	
1～2歳	558	491	432	434	416	385	364	376	368	359	
3～5歳	978	926	861	784	720	649	648	595	580	555	
6～8歳	1,121	1,071	1,023	981	941	866	784	722	652	651	
9～11歳	1,161	1,126	1,156	1,123	1,071	1,030	981	938	864	782	
合計	4,034	3,823	3,678	3,516	3,315	3,113	2,956	2,806	2,634	2,512	
年齢別内訳	0歳	216	209	206	194	167	183	179	175	170	165
	1歳	274	219	218	207	211	174	190	186	182	177
	2歳	284	272	214	227	205	211	174	190	186	182
	3歳	299	286	278	217	229	208	214	176	193	189
	4歳	342	294	288	277	213	227	206	212	174	191
	5歳	337	346	295	290	278	214	228	207	213	175
	6歳	345	336	349	297	293	280	215	229	209	214
	7歳	397	342	333	351	296	291	279	215	229	209
	8歳	379	393	341	333	352	295	290	278	214	228
	9歳	388	386	397	341	334	355	297	292	280	215
	10歳	369	381	384	394	345	333	354	296	291	279
11歳	404	359	375	388	392	342	330	350	293	288	

※人口推計については、過去5年間の住民基本台帳人口（各年度4月1日現在）をもとに、コーホート変化率法を用いて行いました。

(人)



### 3 教育・保育の量の見込みと確保の内容

教育・保育の必要量は、教育・保育提供区域別に、認定区分ごとに見込むこととされています。

認定区分	対象者	利用先
1号認定	○3歳以上の、保育の必要性※が低く教育を希望するこども	幼稚園 認定こども園
2号認定	○3歳以上の、保育の必要性が高いこども ○3歳以上の、保育の必要性が高いが教育を希望するこども	保育園 認定こども園
3号認定	○3歳未満の、保育の必要性が高いこども	保育園 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要性」は、保護者の就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働等）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居または長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待や家庭内暴力（DV）のおそれがあること、育児休業中に既に保育を必要としているこどもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合を指します。  
なお、就労については、本市では「月64時間」以上である場合に保育の必要性があるとしています。

#### （1）教育事業【1号認定】

##### ●● 量の見込みと確保の内容 ●●

（単位：人（利用定員数））

項目	年度	推計				
	実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み【需要量】	270	245	245	225	219	210
確保の内容【供給量】	292	292	292	292	292	292
需要量と供給量の差	22	47	47	67	73	82

##### ●● 確保の内容 ●●

本市においては、認定こども園5園にて、本事業を実施しています。  
現在の各園の利用定員から、量の見込みに対して十分な確保量があります。

## (2) 保育事業【2号認定】

### ○● 量の見込みと確保の内容 ●○

(単位：人(利用定員数))

年度 項目	実績	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み【需要量】	602	543	542	497	485	464
確保の内容【供給量】	621	621	621	621	621	621
需要量と供給量の差	19	78	79	124	136	157

### ○● 確保の内容 ●○

本市においては、保育園9園および認定こども園5園にて、本事業を実施します。  
現在の各園の利用定員から、量の見込みに対して十分な確保量があります。

## (3) 保育事業【3号認定(0歳児)】

### ○● 量の見込みと確保の内容 ●○

(単位：人(利用定員数))

年度 項目	実績	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み【需要量】	70	77	75	73	71	69
確保の内容【供給量】	85	85	85	85	85	85
特定教育・保育施設	78	78	78	78	78	78
特定地域型保育事業	7	7	7	7	7	7
需要量と供給量の差	15	8	10	12	14	16

### ○● 確保の内容 ●○

本市においては、保育園9園および認定こども園5園、小規模保育施設2園にて、本事業を実施しています。

現在の各園の利用定員から、量の見込みに対して十分な確保量があります。

(4) 保育事業【3号認定（1歳児）】

●● 量の見込みと確保の内容 ●●

(単位：人(利用定員数))

項目	年度	推計				
	実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み【需要量】	140	121	119	116	113	109
確保の内容【供給量】	156	156	156	156	156	156
特定教育・保育施設	149	149	149	149	149	149
特定地域型保育事業	7	7	7	7	7	7
需要量と供給量の差	16	35	37	40	43	47

●● 確保の内容 ●●

本市においては、保育園9園および認定こども園5園、小規模保育施設2園にて、本事業を実施しています。

現在の各園の利用定員から、量の見込みに対して十分な確保量があります。

(5) 保育事業【3号認定（2歳児）】

●● 量の見込みと確保の内容 ●●

(単位：人(利用定員数))

項目	年度	推計				
	実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み【需要量】	170	144	158	154	151	147
確保の内容【供給量】	200	200	200	200	200	200
特定教育・保育施設	190	190	190	190	190	190
特定地域型保育事業	10	10	10	10	10	10
需要量と供給量の差	30	56	42	46	49	53

●● 確保の内容 ●●

本市においては、保育園9園および認定こども園5園、小規模保育施設2園にて、本事業を実施しています。

現在の各園の利用定員から、量の見込みに対して十分な確保量があります。

### 【3号認定の保育利用率】

(単位：人(利用定員数))

項目	年度	推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳児推計児童数		568	543	551	538	524
3号認定の量の見込み		342	352	343	335	325
保育利用率		60.2%	64.8%	62.3%	62.3%	62.0%

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

### (1) 延長保育事業

#### 事業の内容

保育園および認定こども園において、標準保育時間(11時間)を超えて園児を預かる事業です。

#### 量の見込みと確保の内容

(単位：人(実利用人数))

項目	年度	実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み【需要量】		80	75	73	70	69	66
確保の内容【供給量】		80	75	73	70	69	66
需要量と供給量の差		0	0	0	0	0	0

#### 確保の内容

本市においては、保育園4園にて、本事業を実施しています。

量の見込みに対して、既存の保育園および認定こども園の受け入れ体制で対応可能と想定しています。

また、在園児全体を対象としている事業であるため、量の見込みを上回るニーズが生じた場合も、対応可能と想定しています。利用ニーズの推移を踏まえながら、受け入れ体制の充実に努めます。





## (2) 放課後児童健全育成事業

### 〇〇 事業の内容 〇〇

保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童を対象に、授業終了後に小学校の余裕教室等を活用して適切な遊びおよび生活の場を提供することで、その健全育成と、保護者の仕事と子育ての両立を図る事業です。

### 〇〇 量の見込みと確保の内容 〇〇

(単位：人(登録人数))

項目	年度	実績					推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度				
量の見込み【需要量】		459	482	461	444	416	403				
低学年		378	395	368	347	317	315				
1年生		150	154	118	126	115	117				
2年生		129	137	140	108	115	105				
3年生		99	104	110	113	87	93				
高学年		81	87	93	97	99	88				
4年生		56	50	53	56	57	44				
5年生		17	28	25	27	28	29				
6年生		8	9	15	14	14	15				
確保の内容【供給量】		570	570	570	570	570	570				
需要量と供給量の差		111	88	109	126	154	167				

### 〇〇 確保の内容 〇〇

本市においては、12箇所の放課後児童クラブにて、本事業を実施しています。

量の見込みに対して、既存施設の受け入れ体制で対応可能と想定しています。

今後も、共働き家庭の増加等による保育ニーズの高まりに対応できるよう、受け入れ体制の維持・拡充に努めます。



放課後児童クラブのようす



### (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

#### ○● 事業の内容 ●○

保護者の疾病等の理由により一時的に養育が困難な児童を対象に、児童養護施設で児童を預かる事業です。原則、1週間以内の利用制限があります。また、令和4年度の児童福祉法改正に伴い、親子入所の実施や対象年齢の拡充等が行われています。

#### ○● 量の見込みと確保の内容 ●○

（単位：人日（年間延べ利用日数））

項目	年度	推計				
	実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み【需要量】	0	23	23	23	23	23
確保の内容【供給量】	23	23	23	23	23	23
需要量と供給量の差	0	0	0	0	0	0

#### ○● 確保の内容 ●○

市内に本事業を実施する施設がないため、保護者のニーズがあった場合は近隣市の施設での受け入れが円滑に行われるよう、調整を図っています。実績を踏まえた量の見込みに対して、既存施設の受け入れ体制で対応可能と想定していますが、利用対象や実施内容の拡大等を踏まえた提供体制の確保に努めます。

### (4) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター運営事業）

#### ○● 事業の内容 ●○

乳幼児およびその保護者が交流する場所を開設し、子育てについての相談支援や情報提供、助言等を行う事業です。

#### ○● 量の見込みと確保の内容 ●○

（単位：人回（年間延べ利用回数））

項目	年度	推計				
	実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み【需要量】	11,487	10,729	10,500	10,103	9,856	9,512
確保の内容【供給量】	11,487	10,729	10,500	10,103	9,856	9,512
需要量と供給量の差	0	0	0	0	0	0

#### ○● 確保の内容 ●○

本市においては、市内3箇所の施設（子育て支援センター2箇所・認定こども園内1箇所）にて、本事業を実施しています。

親子がともに遊べる・学べる場や保護者同士の交流の場の提供、育児に関する相談支援等を通じて、子どもが思い切り遊べる環境づくりと保護者への支援を図っていきます。

## (5) 一時預かり事業

### ○● 事業の内容 ●○

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間において保育園・認定こども園等の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

#### ①幼稚園における一時預かり

通常の預かり時間を超えて園児を預かる事業です。利用日数の制限は設けられていません。

### ○● 量の見込みと確保の内容 ●○

(単位：人日(年間延べ利用日数))

項目	年度	推計				
	実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み【需要量】	16,262	14,636	13,439	13,100	12,535	14,658
確保の内容【供給量】	16,262	14,636	13,439	13,100	12,535	14,658
需要量と供給量の差	0	0	0	0	0	0

### ○● 確保の内容 ●○

本市においては、認定こども園にて本事業を実施しています。

現在の各園における利用実績および実施状況から、量の見込みに対して十分な確保量があります。今後も利用者のニーズに対応して、必要な受け入れを行います。

#### ②その他の施設における一時預かり

保育園等において、未就園児童を対象に、保護者の急な用事等により、一時的に保育を必要とする児童を預かる事業です。1か月あたり、1人10日間の利用制限があります。

### ○● 量の見込みと確保の内容 ●○

(単位：人日(年間延べ利用日数))

項目	年度	推計				
	実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み【需要量】	1,017	950	930	894	873	842
確保の内容【供給量】	1,017	950	930	894	873	842
需要量と供給量の差	0	0	0	0	0	0

### ○● 確保の内容 ●○

本市においては、保育園にて本事業を実施しています。

現在の各園における利用実績および実施状況から、量の見込みに対して十分な確保量があります。今後も利用者のニーズに対応して、必要な受け入れを行います。

## (6) 病児・病後児保育事業

### 事業の内容

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業です。

### 量の見込みと確保の内容

(単位：実施箇所)

項目	年度	推計				
	実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み【需要量】	1	1	1	1	1	1
確保の内容【供給量】	1	1	1	1	1	1
需要量と供給量の差	0	0	0	0	0	0

### 確保の内容

本市においては、保育園1園(坂部保育園)にて、本事業(病後児保育のみ)を実施しています。

継続して病後児保育を実施するとともに、病児保育については、市内の病院等との協議・調整を行いながら、事業の実施について検討していきます。

## (7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

### 事業の内容

こどもの送迎や預かりなど、子育ての手助けをしてほしい人(おねがい会員)と、子育てのお手伝いをしたい人(まかせて会員)が会員となり、地域の中で子育ての助け合いをする事業です。

### 量の見込みと確保の内容

(単位：人日(年間延べ利用日数))

項目	年度	推計				
	実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み【需要量】	273	284	295	305	316	327
確保の内容【供給量】	273	284	295	305	316	327
需要量と供給量の差	0	0	0	0	0	0

### 確保の内容

登録者数が増加傾向にあることを踏まえて、量の見込みも徐々に増加していくことを見込みます。また、預かり・送迎等の支援を行う「まかせて会員」の確保を図るとともに、事業内容について詳細に周知することで、本事業の利用促進を図っていきます。

## (8) 利用者支援事業（基本型・こども家庭センター型）

### 〇● 事業の内容 ●〇

基本型は、子育て家庭が保育園・認定こども園等での教育・保育や一時預かり、地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なサービスを選択し、円滑に利用できるよう支援を行う事業です。

こども家庭センター型は、保健師等の専門職が妊娠・出産・子育て期における母子保健や育児に関する悩みに対して、相談や訪問等を行い切れ目ない支援を行う事業です。

### 〇● 量の見込みと確保の内容 ●〇

(単位：実施箇所)

項目	年度	推計				
	実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み【需要量】	1	1	1	1	1	1
確保の内容【供給量】	1	1	1	1	1	1
需要量と供給量の差	0	0	0	0	0	0

### 〇● 確保の内容 ●〇

本市においては、総合健康福祉センターさぎんかにて、本事業を実施しています。

基本型については、子ども子育て課内に配置した利用者支援員（コンシェルジュ）による、子育てに関する相談支援や助言を行っています。また、こども家庭センター型については、専属の専門職が妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、健康状態や養育環境の把握を図っています。

今後も保護者等が適切な子育て支援サービスを選択し、円滑に利用できるよう、相談支援体制の充実を図ります。また、支援を必要とする妊婦に対し、医療機関等の関係機関と連携しながらきめ細かな支援を行う体制の確保に努めます。

## (9) 妊婦健康診査事業

### 〇● 事業の内容 ●〇

妊婦の健康を保持し、安全・安心な出産を行うため、妊婦に対し医療機関等で健康診査を実施する事業です。

### 〇● 量の見込みと確保の内容 ●〇

(単位：回 (年間延べ回数))

項目	年度	推計				
	実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み【需要量】	3,500	2,562	2,506	2,450	2,380	2,310
確保の内容【供給量】	3,500	2,562	2,506	2,450	2,380	2,310
需要量と供給量の差	0	0	0	0	0	0

### 〇● 確保の内容 ●〇

妊婦の経済的負担の軽減を図るため、公費負担の受診券を交付し、健康診査に係る費用を助成します。また、未受診者に対する受診勧奨を行います。

量の見込みは、妊婦1人あたり14回の検診実施を想定して算出していますが、妊婦全員を対象とした事業であることから、量の見込みを上回るニーズにも、対応可能な実施体制を整備します。

母親の安全・安心な出産につながるよう、母子手帳交付時やまきたまクラブ、妊婦訪問等の機会を通じて周知し、健康診査受診率の向上を図ります。



## (10) 乳児家庭全戸訪問事業

### 事業の内容

乳児のいるすべての家庭を訪問し、健康や発育に関する相談支援等を行う事業です。

### 量の見込みと確保の内容

(単位：人(対象者数))

項目	年度	推計				
	実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み【需要量】	245	183	179	175	170	165
確保の内容【供給量】	245	183	179	175	170	165
需要量と供給量の差	0	0	0	0	0	0

### 確保の内容

本市においては、保健師、助産師等の専門職が本事業を実施しています。

量の見込みは、人口推計結果に基づいて算出していますが、本事業は基本的に乳児のいるすべての家庭を対象とした事業であることから、量の見込みを上回るニーズにも、対応可能な実施体制を整備します。

本事業は、母親と保健師等が初めて会う機会であり、信頼関係を築き切れ目ない支援を行ううえでとても重要な事業です。より効果的な支援を行うことができるよう、事業のあり方等について検討していきます。また、子育て支援に関する情報を保護者に伝える機会としても、本事業を積極的に活用していきます。

## (11) 養育支援訪問事業

### 事業の内容

子育てに対する不安やストレス・孤立感等から養育支援が必要とみられる子育て家庭を保健師・保育士等の専門職が訪問し、相談支援や指導を行う事業です。

### 量の見込みと確保の内容

(単位：人(延べ事業利用者数))

項目	年度	推計				
	見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み【需要量】	56	53	50	48	45	43
確保の内容【供給量】	56	53	50	48	45	43
需要量と供給量の差	0	0	0	0	0	0

### 確保の内容

本市においては、家庭児童相談員1人が本事業に従事し、専門的な相談支援を実施しています。

利用実績において、専門的相談支援に対するニーズの高まりがみられたことを踏まえて、今後もより効果的な支援を行うことができるよう、事業のあり方等について検討しながら、実施体制の充実に努めます。

## (12) 子育て世帯訪問支援事業

### ○● 事業の内容 ●○

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えている子育て世帯や妊産婦、ヤングケアラーなどのいる家庭を訪問し、家庭が抱える悩みや不安を把握するとともに、家事・子育て等の援助、その他必要な支援を行います。

### ○● 量の見込みと確保の内容 ●○

(単位：人日 (年間延べ利用日数))

項目	年度	推計				
	見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み【需要量】	29	27	26	24	23	22
確保の内容【供給量】	29	27	26	24	23	22
需要量と供給量の差	0	0	0	0	0	0

### ○● 確保の内容 ●○

子ども家庭支援員2名が本事業に従事し、家事・子育て等の援助を行っています。量の見込みに対して十分な確保体制があり、ニーズが想定を上回った場合についても対応できる見込みです。

## (13) 児童育成支援拠点事業

### ○● 事業の内容 ●○

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子ども等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱えるさまざまな課題に応じて、生活習慣の形成や学習支援、進路等に関する相談支援等を行う事業です。

### ○● 量の見込みと確保の内容 ●○

(単位：人 (年間延べ利用人数))

項目	年度	推計					
	実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み【需要量】			1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
確保の内容【供給量】			1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
需要量と供給量の差			0	0	0	0	0

### ○● 確保の内容 ●○

令和7年度に第3の居場所を開設します。週3日開所し、日に7人以上受け入れる体制を整備します。



## (14) 親子関係形成支援事業

## ○● 事業の内容 ●○

児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者およびその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供や相談支援・助言等を実施します。

## ○● 量の見込みと確保の内容 ●○

(単位：人（年間延べ利用人数）)

項目	年度	推計					
	実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み【需要量】		75	90	94	103	102	102
確保の内容【供給量】		75	90	94	103	102	102
需要量と供給量の差		0	0	0	0	0	0

## ○● 確保の内容 ●○

年度ごとに親子関係形成のためのプログラムを計画し、専門職による講義やワークショップを実施します。無料託児サービスを実施し、参加しやすい環境を整備します。

## (15) 産後ケア事業

## ○● 事業の内容 ●○

出産後の不安が強い母親に対し、助産師等による支援により、心身のケアや授乳へのケア、身体の回復や心のリフレッシュ等を図り、安心して育児に取り組めるよう支援します。

## ○● 量の見込みと確保の内容 ●○

(単位：人日（年間延べ利用日数）)

項目	年度	推計					
	見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み【需要量】		90	99	96	94	92	89
確保の内容【供給量】		90	99	96	94	92	89
需要量と供給量の差		0	0	0	0	0	0

## ○● 確保の内容 ●○

申請者（出産後の母親）が助産院や産婦人科へ出向く宿泊相談型、日帰り相談型と、助産師等が申請者宅へ訪問して支援をする訪問相談型を実施しています。利用希望者のニーズに応えられるよう、市内・市外の8施設（宿泊相談型：6施設、日帰り相談型：6施設、訪問相談型：5施設）と連携しています。

## (16) 妊婦等包括相談支援事業

### ●● 事業の内容 ●●

すべての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、保健師等の専門職による伴走型の相談支援を継続的に実施します。

### ●● 量の見込みと確保の内容 ●●

(単位：人回(年間延べ利用回数))

年度 項目	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み【需要量】	519	549	537	525	510	495
確保の内容【供給量】	519	549	537	525	510	495
需要量と供給量の差	0	0	0	0	0	0

### ●● 確保の内容 ●●

保健師等の専門職による相談支援を、母子手帳交付時、妊娠8か月後面談、出生後の3回(児望により追加実施)にわたって実施します。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

○● 事業の内容 ●○

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園給付制度です。

○● 量の見込みと確保の内容 ●○

(単位：人（月の延べ利用人数）)

項目		年度	推計					
		実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【需要量】	0歳				78	76	74	72
	1歳				82	81	79	77
	2歳				44	48	47	46
確保の内容 【供給量】	0歳				88	88	88	88
	1歳				88	88	88	88
	2歳				53	53	53	53
需要量と 供給量の差	0歳				10	12	14	16
	1歳				6	7	9	11
	2歳				9	5	6	7

○● 確保の内容 ●○

本市においては、令和8年度から制度開始予定です。利用ニーズの推移を踏まえながら、受け入れ体制の充実に努めます。

## (18) 実費徴収に係る補給給付を行う事業

### ○● 事業の内容 ●○

特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品や文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、通園送迎日、給食費または行事への参加に要する費用を助成する事業です。

### ○● 確保の内容 ●○

本事業は教育・保育施設が上乘せ徴収・実費徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。国が設定する対象範囲と上限額に基づいて、助成を行います。

また、幼児教育・保育の無償化における副食費の実費徴収については、新制度未移行園に対しても同様の負担軽減を行います。

加えて、市の単独事業として、「3歳児（各年度の4月1日時点で満3歳以上を迎えているこども）以上第3子以降」に該当する園児の副食費減免を併せて実施します。

## (19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### ○● 事業の内容 ●○

認可外保育施設やその他の事業が無償化事業を行う場合の許認可は市が行う必要があります。これを踏まえ、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

### ○● 確保の内容 ●○

特定教育・保育施設等に新規参入する事業者に対して支援を行う事業については、教育・保育の確保方策による需給の状態を十分に把握し、検討を行います。

また、特別な支援を必要とするこどもを受け入れる際の補助についても、国の制度の内容を踏まえて検討していきます。

## 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、適正な運営の確保を前提としつつ、保護者の利便性等を勘案した給付方法を検討し、実施していきます。